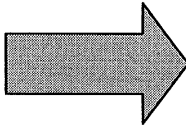


法令遵守体制の整備について

(独占禁止法基本問題懇談会報告書のポイント)

- 法令遵守体制を整備すること自体は望ましいこと
- 違反行為が起こっているにもかかわらず、課徴金減額という形で公的な誘因を与えることは適当ではない
- 法令遵守体制の整備が実質を伴っていたかを判断するための法執行コストは大きく、刑事罰との併科方式の下での比較的簡明な課徴金制度になじまない



法令遵守体制を整備していたことを
課徴金の減額要素とすることは適当ではない

※ 米国・EUにおいても、法令遵守体制整備が考慮されて減額された事例はない